

香美町道路施設個別施設計画 (素案)

2020 年(令和 2 年)3 月

香美町

(建設課)

目 次

1	基本事項	
(1)	計画の目的と位置づけ	1
(2)	計画期間	2
(3)	対象施設	2
2	施設の現況及び将来の見通し	
(1)	保有状況	3
(2)	点検・診断の実施状況等	31
(3)	管理運営の状況	31
(4)	保全・更新費用の見通し	32
(5)	管理運営費等の見通し	33
3	再編等に関する事項	
(1)	再編等の方向性の検討方法	34
(2)	再編等スケジュール	35
4	保全・更新等に関する事項	
(1)	保全・更新等の検討方法	37
(2)	保全・更新等スケジュール	39
5	管理運営に関する事項	
(1)	管理運営の見直しの検討方法	42
(2)	管理運営の見直しスケジュール	42
6	公共施設等マネジメントによる効果	
(1)	保有量	43
(2)	保全・更新等費用	43
(3)	管理運営費等	43
7	フォローアップの実施方針	
(1)	フォローアップの実施方針	44

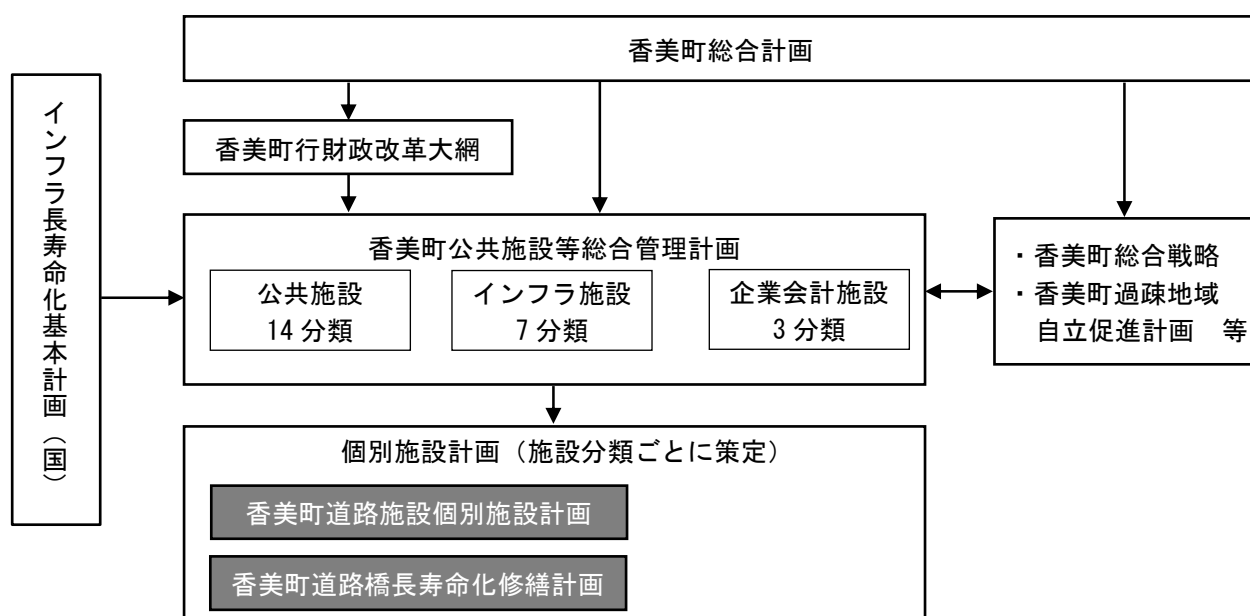
※本計画書中に記載している表の数値は、四捨五入の関係で数値の合計が合わない場合があります。

1 基本事項

(1) 計画の目的と位置づけ

本計画は、2017年(平成29年)3月に策定した「香美町公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)に基づき、公共施設等の老朽化問題に対応し、財政負担の軽減・平準化を目指していくため、公共施設等マネジメント(保有する公共施設等を有効活用しつつ、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化を図るための取組)を推進していくための道路施設に係る個別施設ごとの具体的な対応方針を示したものです。

また、道路施設のうち橋梁については、国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画(インフラ長寿命化計画＝総合管理計画)に基づく実施計画である個別施設計画(個別施設ごとの長寿命化計画)として「香美町道路橋長寿命化修繕計画」を平成27年3月に策定しており、本計画と併せて個別施設計画として位置づけます。



なお、個別施設計画の策定状況は以下のとおりです。

分類		計画名	策定年度	見直し年度
公共施設	行政施設	香美町行政施設個別施設計画	2017(H29)	—
	町民文化施設	香美町町民文化施設個別施設計画	2017(H29)	—
	社会教育施設	香美町社会教育施設個別施設計画	2017(H29)	—
	体育施設	香美町体育施設個別施設計画	2017(H29)	—
	保健・福祉施設	香美町保健・福祉施設個別施設計画	2017(H29)	—
	医療施設	香美町医療施設個別施設計画	2017(H29)	—
	観光施設	香美町観光施設個別施設計画	2017(H29)	—
	産業施設	香美町産業施設個別施設計画	2017(H29)	—
	学校教育施設	香美町学校教育施設個別施設計画	2017(H29)	—
	子育て			

分類		計画名	策定年度	見直し年度
公共施設	その他施設	香美町その他施設(斎場)個別施設計画	2017(H29)	—
		香美町その他施設(駐車場・駐輪場・倉庫)個別施設計画	2017(H29)	—
		香美町その他施設(公衆便所)個別施設計画	2017(H29)	—
		香美町その他施設(バス停留所)個別施設計画	2017(H29)	—
		香美町その他施設(公園施設)個別施設計画	2017(H29)	—
		香美町その他施設(医師住宅・教員住宅)個別施設計画	2017(H29)	—
	普通財産施設	香美町普通財産施設個別施設計画	2017(H29)	—
インフラ施設	道路施設	香美町道路施設個別施設計画	2019(R1)	—
		香美町道路橋長寿命化修繕計画	2014(H26)	2016(H28)
	河川施設	—	—	—
	漁港施設	※一部策定済([代替計画]機能保全計画)	—	—
	農業施設	※一部策定済([代替計画]機能保全計画(農業水利施設))	—	—
	林業施設	—	—	—
	防災施設	香美町防災施設個別施設計画	2018(H30)	—
企業施設 会計	通信施設	香美町通信施設個別施設計画	2018(H30)	—
	水道施設	[代替計画]香美町水道事業アセットマネジメント	2016(H28)	—
	下水道施設	—	—	—
	病院施設	[代替計画]公立香住病院新改革プラン	2016(H28)	—

※代替計画とは、既存の同種・類似の計画を当分の間、個別施設計画の策定に代えているものです。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、2019年度(令和元年度)から2026年度(令和8年度)までの8年間とします。総合管理計画の計画期間である2017年度(平成29年度)から2046年度(令和28年度)までの30年を3期に分け、本計画はその第1期分とします。

なお、原則として2021年度(令和3年度)に見直しを行うこととしますが、本町を取り巻く社会経済情勢の変化等により、見直しが必要な場合は適宜見直しを行っていきます。

(3) 対象施設

本計画の対象施設は、総合管理計画における施設分類の道路施設(町道、橋梁、トンネル等)とします。(トンネル等とはトンネル、スノーシェルター、大型カルバートをいいます。)

